様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処	分の名称	介護老人保健施設に関して広告できる事項の許可
根拠条例·規則名		介護保険法
条項		第98条第1項
所	管 部 課	福祉局 長寿応援部 介護保険課 (電話:048-829-1265)
審査基準	基 準 (未設定の場 合 は そ の 理 由)	法令所管省庁からの通達に基づいています。 ・さいたま市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例(平成24年12月27日条例第71号) ・介護老人保健施設の人員、設備及び運営に関する基準について(平成12年3月17日老企第44号) ・介護老人保健施設に関して広告できる事項について(平成13年2月20日老振発第10号) (主な基準) ・人員に関する基準 ・設備に関する基準 ・運営に関する基準
	設定等年月日	平成17年4月1日設定 平成25年4月1日最終改正
標準処理期	期 (未設定の場 合はその理 由)	申請書受付日から30日以内。
間	設定等年月日	平成17年4月1日設定 平成 年 月 日最終改正
	備考	